

令和 5 年(2023 年)3 月 10 日

保護者各位

札幌市子ども未来局長

児童会館等における利用児童のマスク着用について

日頃より、本市の児童会館・ミニ児童会館（以下、「児童会館等」という）の運営に対し、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このほど、厚生労働省から「放課後児童クラブにおけるマスク着用の考え方」について、マスクの着用は求めないことを基本とする「学校における対応」を踏まえた対応を示されしました。

札幌市の児童会館等の活動においても同様の対応といたしますが、「学校における対応」は、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとされておりますので、児童会館等でも同日から適用いたします。

令和 5 年 3 月 31 日まではこれまでの考え方に沿った対応を継続し、身体的な距離がとれないときは、マスク着用を推奨しておりますので、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

【厚生労働省通知 抜粋】

- 学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- 学校におけるマスク着用の考え方の見直しは 4 月 1 日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方に沿った対応をお願いします。

担当：札幌市子ども未来局放課後児童担当課

電話 011-211-2989